

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(VII-1-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>生活保護制度を適正に実施すること(施策目標VII-1-1)                  基本目標VII:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること                  施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>保護課長 池上 直樹</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>【生活保護制度】                  ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。                  ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。</p>							
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 生活保護制度の状況                  ・生活保護受給者数は約202万人。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。                  ・年齢階級別の被保護人員は、65歳以上の者の増加が続いており、被保護人員のうち、半数は65歳以上の者が占める。ただし、保護率については、上昇傾向が続いていた65歳以上も近年は横ばい。                  ・生活保護受給世帯数は約164万世帯で、類型別では、高齢者世帯が増加。高齢者世帯は約9割が単身世帯を占める。                  ・いわゆる稼得年齢層である「その他世帯」の世帯数は、H20年の世界金融危機後に大きく上昇し、その後低下傾向にあったが、令和2年6月以降対前年同月比がプラスに転じている。</p> <p>2. 被保護者に対する自立支援                  ・制度目的の1つである「自立の助長」における自立の概念は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けられる。                  ・被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う被保護者就労支援事業(平成25年改正法により法定化)や、公共職業安定所(ハローワーク)と連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を行う被保護者就労準備支援事業(予算事業)を実施してきた。                  ・これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っており、引き続き取り組みを推進していく必要がある。                  ・一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。</p> <p>3. 医療扶助                  ・医療扶助の適正化の取組の一つである 頻回受診対策については、福祉事務所が受診回数の基準に該当する者を抽出し、主治医訪問・嘱託医協議により、頻回受診と認められた者に対して訪問指導や同行受診等に取り組み、受診行動が改善した者の割合が上昇してきているなど、一定の成果が得られている。                  ・医薬品の利用の適正化に着目した取組については、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の使用原則化を実施している。</p>							
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実績値が目標達成には至っていない状況である。</p>	<p>2</p>	<p>・対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧に実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。</p>	<p>3</p>	<p>・医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。                  ・他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は49%程度となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。</p>	<p>4</p>	<p>・被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き適正な運用を行うことで、医療扶助の適正化に向けて使用促進を図る必要がある。                  (参考)令和3年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合:87.7%</p>

各課題に対応した達成目標	達成目標		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	就労支援を適切に行う。	被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。
	目標2 (課題2)	被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。	被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。
	目標3 (課題3)	頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。
	目標4 (課題4)	後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	65%	令和7年度	-	62%	65%	65%	65%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。  (参考1)平成29年度実績:36.5%、平成30年度実績:57.1% ※平成30年度から就労支援事業に参加する余地のない者を除外 (参考2)令和2年度実績:48.7%は分母:就労可能と判断する被保護者数(93,181人)、分子:事業参加者の人数(191,506人)から算出したもの。  (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
2 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	50%	令和7年度	-	47%	50%	50%	50%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。  (参考1)平成29年度実績:就労・増収者43.6%、平成30年度実績:42.4% (参考2)令和2年度実績:34.4%は分母:事業参加者の人数(93,181人)、分子:就労・増収者の人数(32,097人)から算出したもの。  (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
3 「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム) (※)生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	45%	令和7年度	-	43%	45%	45%	45%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。  (参考1)平成29年度実績:40.4%、平成30年度実績:38.7% (参考2)令和2年度実績:36.3%は分母:その他の世帯の総数(228,960世帯)、分子:就労者のいるその他の世帯数(83,061世帯)から算出したもの。  (出典)被保護者調査	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	保護費負担金 (昭和6年度)	2,800,745 百万円	2,801,346 百万円		1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。	
(2)	保護施設事務費負担金 (昭和6年度)	32,837百万 円	32,052百万 円		-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	
(3)	生活保護に関する調査事業 (昭和26年度)	108百万円	172百万円		-	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	

(4)	生活保護指導監査委託費 (昭和30年度)	1,894百万円 1,890百万円	1,847百万円		—	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。
(5)	中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度)	8,611百万円 8,128百万円	8,122百万円		—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)
(6)	社会福祉行政事務企画指導等経費 (平成20年度)	1,112百万円 822百万円	409百万円		—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。
(7)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百万円 37,885百万円	30,144百万円		1,2,3 4,5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収率等を促進する効果があると見込んでいる】
(8)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百万円 804,117百万円	338,366百万円		4,5,6,7,8	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】
(9)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業 (令和3年度)	94百万円 56百万円	94百万円		—	・生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。
(10)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修 (令和3年度)	11百万円 6百万円	11百万円		—	・令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 ・日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等をカリキュラムとして実施する。

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○4 被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	26%	令和7年度	—	—	—	—	24%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:21.0%、令和元年度実績:20.3% (参考2)令和2年度実績:23.5%は分母:事業参加者(13,566世帯)、分子:状態像が向上した者(3,193世帯)から算出したもの。 (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に26%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
○5 被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	28%	令和7年度	—	—	—	—	26%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:23.9%、令和元年度実績:25.6% (参考2)令和2年度実績:25.6%は分母:事業参加者(17,895世帯)、分子:状態像が向上した者(4,582世帯)から算出したもの。 (出典)保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に28%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(11)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,800,745 百万円	2,801,346 百万円		1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。	
		2,678,820 百万円					
(12)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,837百万 円	32,052百万 円		-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	
		29,005百万 円					
(13)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	108百万円	172百万円		-	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	
		47百万円					
(14)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,894百万 円	1,847百万 円		-	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	
		1,890百万 円					
(15)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,611百万 円	8,122百万 円		-	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	
		8,128百万 円					
(16)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	1,112百万 円	409百万円		-	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	
		822百万円					
(17)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百万 円	30,144百万 円		1,2,3 4, 5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収率等を促進する効果があると見込んでいる】	
		37,885百万 円					
(18)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百 万円	338,366百 万円		4,5,6,7,8	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	
		804,117百 万円					
(19)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円	94百万円		-	・生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。	
		56百万円					
(20)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修(再掲) (令和3年度)	11百万円	11百万円		-	・令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 ・日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等をカリキュラムとして実施する。	
		6百万円					

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績値								
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
6	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上	令和6年度	—	(令和3年度目標に向けた目安値:62%)	(令和6年度目標に向けた目安値:52.2%)	(令和6年度目標に向けた目安値:55.5%)	58.8% (2020(令和2)年度比改善者数割合2割以上)	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。  (参考1)平成29年度実績53.92%、平成30年度実績54.1%  (参考2)令和2年度実績値49.0%は分母:適正受診指導対象者の人数(2,320人)、分子:適正な受診日数に改善された者の人数(1,136人)から算出したもの。  ※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。 (出典):厚生労働省社会・援護局保護課調	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、測定指標7については2024(令和6)年度において2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	
達成手段3 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号		
		執行額	執行額										
(21)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,800,745 百万円	2,801,346 百万円		1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。							
(22)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,837百万円	32,052百万円		—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。							
(23)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	108百万円	172百万円		—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。							
(24)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,894百万円	1,847百万円		—	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。							
(25)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,611百万円	8,122百万円		—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)							
(26)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	1,112百万円	409百万円		—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。							
(27)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百万円	30,144百万円		1,2,3 4, 5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】							
(28)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百万円	338,366百万円		4,5,6,7,8	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】							
		822百万円											
		37,885百万円											
		804,117百万円											

(29)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円	94百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。</li> <li>具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。</li> </ul>
		56百万円			

達成目標4について		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
7	医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野58】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。</li> <li>(参考1)平成28年度実績99.88%(※目標値の設定は平成28年度から)</li> <li>(参考2)令和3年度実績値100%は分母:後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数(60団体)、分子:後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数(60団体)から算出したもの。</li> <li>(出典):厚生労働省社会・援護局保護課調</li> </ul>	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
8	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野58④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	<ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品の使用促進については、平成25年の生活保護法改正において後発医薬品の使用を促すよう規定するなど、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。</li> <li>(参考1)平成29年度実績73.3%(平成29年6月審査分)、平成30年度実績77.6%(平成30年6月審査分)</li> <li>(参考2)令和3年度実績値87.7%は分母:生活保護受給者に処方された薬剤総量(332,147,237個)、分子:うち後発医薬品の個数(291,161,444個)から算出したもの。</li> <li>(出典):厚生労働省社会・援護局保護課調</li> </ul>	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、毎年度、全ての都道府県で使用割合を80%以上とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段4 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(30)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,800,745 百万円	2,801,346 百万円		1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。						
(31)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,837百万 円	32,052百万 円		-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。						
(32)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	108百万円	172百万円		-	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。						
(33)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,894百万 円	1,847百万 円		-	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。						
(34)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,611百万 円	8,122百万 円		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4)</li> <li>中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)</li> </ul>						
(35)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	1,112百万 円	409百万円		-	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。						
(36)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,774百万 円	30,144百万 円		1,2,3,4,5	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。</li> <li>【本事業は、被保護者の就労・増収率等を促進する効果があると見込んでいる】</li> </ul>						

(37)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	805,599百万円	338,366百万円	4,5,6,7,8	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。</li> <li>生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】</li> </ul>		
		804,117百万円					
(38)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円	94百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。</li> <li>具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。</li> </ul>		
		56百万円					
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定時期	令和6年度
		4,324,874,172		3,316,183,141			
施策の執行額(千円)		3,819,934,766					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		第210回国会 衆議院 厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和4年10月21日	(前略)新型コロナウイルス感染症対応の経験等も踏まえ、生活困窮者等の自立支援の一層の推進、セーフティネット機能の強化等に向けた検討を進めます。	